

須 坂 市 都 市 計 画
基 礎 調 査 報 告 書

令和5年3月
長野県・須坂市

都市計画基礎調査の概要

1. 都市計画基礎調査の目的

都市は多様な機能と複雑な構造を持ち、これらの解明には各分野からのアプローチが必要であり、あらゆる努力を惜しみなく払うことにより都市の本質を究明しなければならない。

また都市政策を担当する側からは都市の機能、市民生活の向上をいかにして実現するかという課題があり、また交通問題、住宅問題、衛生問題、福祉問題、環境問題など、早急に解決しなければならない都市問題をかかえている。これらの問題を解決するために、対象都市の実態を調査し、問題発生の原因を知り、対策を講じる必要が生じてくる。都市実態調査に際しては各都市を一様に考えるのではなく、自然的、歴史的、社会的に異なった条件を把握し、都市の役割なり特色をも考慮したものでなければならない。

一般に都市計画策定の手順として、調査、計画、計画実現の方式検討の三つが考えられ、ここで取り上げる調査は達成すべき政策目標決定の判断のよりどころを提供するものであり、計画策定の基礎資料となるものである。

都市計画の基礎調査の目的を整理すると次のようになる。

- ・ 都市の問題点を具体的に把握し、都市政策のための素材を提供する。
- ・ 都市の物理的状況を定量的に把握する。
- ・ 将来の都市計画策定のためのデータの蓄積を行う。

2. 都市計画基礎調査の根拠

都市計画法第6条（都市計画に関する基礎調査）及び省令第5条で、都市計画区域についておおむね5年ごとに区域の現況及び将来見通しについての調査を行うことを定めている。

（基礎調査の項目）

省令第5条 法第6条1項の建設省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地価の分布の状況
- (2) 事業所数、従業員数、製造業出荷額及び商業販売額
- (3) 職業分類別人口の規模
- (4) 世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情
- (5) 建物の用途、構造、建築面積及び延べ面積
- (6) 都市施設の位置、利用状況及び整備の状況
- (7) 国有地及び公有地の位置、区域、面積及び利用状況
- (8) 土地の自然的環境
- (9) 宅地開発の状況及び建築の動態
- (10) 公害及び災害の発生状況
- (11) 都市計画事業の執行状況
- (12) レクリエーション施設の位置及び利用の状況
- (13) 地域の特性に応じて都市計画策定上必要と認められる事項

以上の内容に基づき、調査要領が定められている。

目 次

1. 人口	1
C0101-1 人口規模	1
C0101-2 年齢・性別人口	2
C0102 DID	3
C0103 将来人口	5
C0104 人口増減	8
C0105 通勤・通学移動	9
2. 産業	11
C0201-1 産業・職業分類別就業者数	11
C0201-2 職業大分類別就業者数	13
C0202-1 新規事業所数・従業者数・売上金額	16
C0202-2 産業中分類別工業出荷額	17
C0202-3 産業中分類別商業販売額	18
3. 土地利用	19
C0301 区域区分の状況	19
C0302 土地利用現況、低未利用土地調査（須坂市独自調査）	21
C0304 宅地開発状況	27
C0305 農地転用状況	30
C0307 新築動向	32
C0308 条例・協定	35
4. 建物	37
C0401-1 建物用途現況、空家調査（須坂市独自調査）	37
C0402 建物階数別・構造別・建築年別・建物高さ別現況	42

5. 都市施設	50
C0501 都市施設の位置・内容等	50
6. 交通	51
C0601 主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度	51
C0603 鉄道・路面電車等の状況	53
C0604 バスの状況	54
8. 自然的環境等	56
C0803 緑の状況	56

※ 項目の番号については都市計画基礎調査実施要領と同一の番号である。

- 数字の単位未満は、四捨五入を原則としました。したがって総数と内容の計が一致しない場合もあります。
- 表中の符号は、次のとおりです。
 - (－) 該当数字なし
 - (x) 統計法により公表をひかえたもの
 - (0) 単位未満
 - (△) マイナス